

二輪車 ETC 登録情報の変更等手続きについて

日頃より高速道路をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

二輪車 ETC 登録情報の変更等については、二輪車 ETC 登録規約第 5 条、第 6 条に基づき、二輪車 ETC 登録事務局までお届けいただくことになっております。下記の注意事項をご確認のうえ、お手続きのほどお願いいたします。

なお、送付いただいた届出書は二輪車 ETC 登録事務局が責任をもって管理・破棄処分いたします。

1. 手続きが必要なもの

① 登録時の住所・電話番号・氏名に変更・訂正があった。

⇒ 『**二輪車 ETC 登録内容変更・訂正届出書**』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

※ご登録者ご本人様であれば、住所・電話番号の変更はお電話でのお手続きも可能です。

② 所有者が変わった。

⇒ 『**二輪車 ETC 所有者変更届出書**』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

⇒旧所有者さまは 『**二輪車 ETC 登録解除届出書**』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

③ 二輪車を売却した。

ETC 車載器を取り外した等、使用しなくなった。

⇒ 『**二輪車 ETC 登録解除届出書**』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

④ 他の（新しい）二輪車に ETC 車載器を載せ替えたい。

登録している二輪車の車両情報（ナンバープレートなど）が変更となった。

⇒**再セットアップ**が必要となります。

再セットアップ前の車両・車載器情報については 『**二輪車 ETC 登録解除届出書**』 を二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

2. 必要添付書類



二輪車 ETC 登録内容変更・訂正届出書

- ☑ 変更・訂正後の情報が記載されている公的証明書類のコピー

例：住民票 ※発行後 3 ヶ月以内かつマイナンバーの記載がないもの

戸籍抄本 ※発行後 3 ヶ月以内

運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳のコピー※有効期限内



二輪車 ETC 所有者変更届出書

- ☑ 新所有者さまの情報が確認できる「自動車検査証記録事項（写し）」または「車検証等（写し）」と本人確認書類（写し）」を同封して下さい（本人確認書類とは、運転免許証、住民票等公的機関が発行した書類で現住所が確認できるもの）



二輪車 ETC 登録解除届出書

添付書類は必要ありません。

3. 送付先

以下の宛先まで送付ください。

〒222-8512 二輪車 ETC 登録事務局

電話 045-477-1160（受付時間 9 時～17 時 土日祝・年末年始を除く）

封筒にそのまま貼り付けて、
宛先としてご利用ください。⇒
※住所記載不要

〒222-8512

二輪車 ETC 登録事務局 宛

4. よくあるご質問

Q.車載器管理番号はどのようにして確認できるか。



以下の確認方法があります。

- ①セットアップの際、セットアップ店から発行された ETC 車載器セットアップ証明書
- ②車載器の取扱説明書・保証書等
- ③車載器本体のラベルや蓋の内側

これらの方法で確認できない場合は、

お客さまが車載器を購入・セットアップされた店舗にお問合せください。

Q.届出書に申込書番号記入欄があるが、申込書の控えを紛失しているため分からない。



車両番号と車載器番号の記入があれば、申込書番号は未記入でも構いません。

その他ご不明な点は、二輪車 ETC 登録事務局へお問合せください。

Q.手続きを行わないとどうなるのか。



二輪車 ETC 登録規約第 4 条において、安全に関するお知らせや料金の適切な徴収のため個人情報登録をお願いしており、また第 5 条において、登録情報に変更等が生じた場合は速やかに届け出いただくよう定められております。

ご登録情報の変更等、手続きを行っていただけない場合、先述の個人情報登録の目的が達成できず、二輪車 ETC のご利用に重大な支障をきたす恐れがありますので、お手数をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

二輪車 ETC 所有者変更届出書

(※車両情報に変更がない場合にのみ使用すること。)



以下の項目「1. 新登録者情報記入欄」及び「2. 二輪車 ETC 登録規約、ETC システム利用規程に関する確認・承諾欄」にご記入、ご署名を頂き、下記の**確認書類を同封**のうえ、二輪車 ETC 登録事務局」までご送付ください。

確認書類・・・A. 新登録者様の「自動車検査証記録事項（写し）」
B. 新登録者様の「自動車検査証（写し）と本人確認書類（写し）」
上記、AまたはBのいずれかを同封してください。

本人確認書類・・・運転免許証、住民票等公的機関が発行した書類で現住所が確認できるもの。
※2023年1月4日以前に発行された自動車検査証等で、「使用者の住所」が記載されている場合は「本人確認書類」の同封は不要です。

1. 新登録者情報記入欄

氏名	フリガナ
又は名称	
ご住所	〒 □□□□ - □□□□□□
	都道 府県
電話番号	□□□□□□ - □□□□□□ - □□□□□□
車両番号 (ナンバープレート)	
車載器 管理番号	□□□□□□ - □□□□□□□□□□□□ - □□□□□□□□□□

2. 「二輪車 ETC 登録規約」、「ETC システム利用規程」に関する確認・承諾

私は、「二輪車 ETC 登録規約」、「ETC システム利用規程」（ETC 2.0 車載器を搭載の場合は「ETC 2.0 車載器 DSRC 部使用規程」及び「車載器の ID 付プローブ情報の利用及び取り扱い方針」）を確認・承諾し、二輪車 ETC を利用します。また、通行にあたっては「ETC システム利用規程」を遵守します。

西暦 年 月 日

氏 名 _____ 印

◆お問合せ先及び書類送付先◆ 〒222-8512 二輪車 ETC 登録事務局（※郵便番号と宛先のみで届きます）

TEL045-477-1160（土、日、祝休日、年末年始除く、9時～17時）

記入例

二輪車ETC所有者変更届出書(様式3)

(※車両情報に変更がない場合のみ使用すること)

- ① 「1.新規登録者情報記入欄」の項目を全てご記入ください。
- ② 「2.二輪車ETC登録規約・ETCシステム利用規程」に関する確認・承諾にご署名のうえ、必ずご捺印ください。

新所有者様の確認書類が同封されて無い場合は、登録情報変更のお手続きが出来ませんので、ご注意ください。

確認書類は下記ABのいずれかを必ず同封してください。

- A.新登録者様の「自動車検査証記録事項(写し)」
- B.新登録者様の「自動車検査証(写し)と本人確認書類(写し)」

① 1. 新登録者情報記入欄

氏名 又は名称	フリガナ ニリン タロウ 二輪 太郎
ご住所	〒 1 0 2 - 0 0 8 4 東京 <small>都 道 府 県</small> 千代田区千代田1丁目1-1
電話番号	0 0 0 5 - 1 2 3 4 - 1 2 3 4
車両番号	東京 あ 1234
車載器 管理番号	0 0 0 0 5 - 1 2 3 4 5 6 7 8 - 0 0 0 0 0 9

法人様の場合は、
個人名(届出のご担当者様または
代表者名)の記入が必要です。
フリガナも必ずご記入お願いします。

使用者の住所欄または本人確認書類
の住所と同じ住所をご記入ください。

【注意】譲渡後に車両番号を変更した場合、所有者変更のお手続きは不要です。車両番号変更後に再セットアップのお手続きをしてください。

車載器管理番号・車両番号を必ずご記入下さい

《車載器管理番号の確認方法》

- ・セットアップ店から発行されたETC車載器セットアップ証明書
- ・車載器の取扱説明書や保証書
- ・車載器本体のラベルや蓋の内側

② 2. 「二輪車ETC登録規約」、「ETCシステム利用規程」に関する確認・承諾

法人様の場合は、
個人名(届出のご担当者様または代表者
名)の記入が必要です。

ETC部
承諾
規程

〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名 二輪 太郎



印

ご捺印ください

◆お問合せ先及び書類送付先◆ 〒222-8512 二輪車 ETC 登録事務局 (※郵便番号と宛先のみで届きます)
Tel.045-477-1160 (土、日、祝休日、年末年始除く、9時~17時)